

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）及び地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）について、企画及び立案を行い、当該戦略に基づく施策等の横断的かつ総合的な調整を行うため、川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略及び人口ビジョンの策定に向けた企画及び立案に関すること。
- (2) 総合戦略の進行管理に関すること。
- (3) 総合戦略に基づく施策の調整に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、病院事業管理者、教育長並びに川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び議会局（以下「局等」という。）の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長）をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に付議する事項に関し必要な事項を調査及び協議するため、「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部幹事会」（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会の座長は、総務企画局都市政策部長をもって充てる。

4 幹事会の会議は、座長が招集する。

5 第2項に掲げる構成員のほか、座長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部幹事会

総務企画局	庶務課長
	公共施設総合調整室担当課長
	行政改革マネジメント推進室担当課長
	都市政策部長
	企画調整課長
財政局	庶務課長
	財政課長
市民文化局	企画課長
経済労働局	企画課長
環境局	企画課長
健康福祉局	企画課長
こども未来局	企画課長
まちづくり局	企画課長
建設緑政局	企画課長
港湾局	経営企画課長
臨海部国際戦略本部	事業推進部担当課長
危機管理本部	危機管理部担当課長
会計室	審査課長
上下水道局	経営戦略・危機管理室担当課長
交通局	経営企画課長
病院局	経営企画室担当課長
消防局	総務部担当課長
市民オンブズマン事務局	担当課長
教育委員会事務局	教育政策室担当課長
選挙管理委員会事務局	選挙課長
監査事務局	行政監査課長
人事委員会事務局	調査課長
議会局	庶務課長
川崎区	企画課長
幸区	企画課長
中原区	企画課長
高津区	企画課長
宮前区	企画課長
多摩区	企画課長
麻生区	企画課長